

### (法) 利用停止請求権と(市条例) 削除請求権

### (市条例) 是正の申出

#### (法) 利用停止請求権について

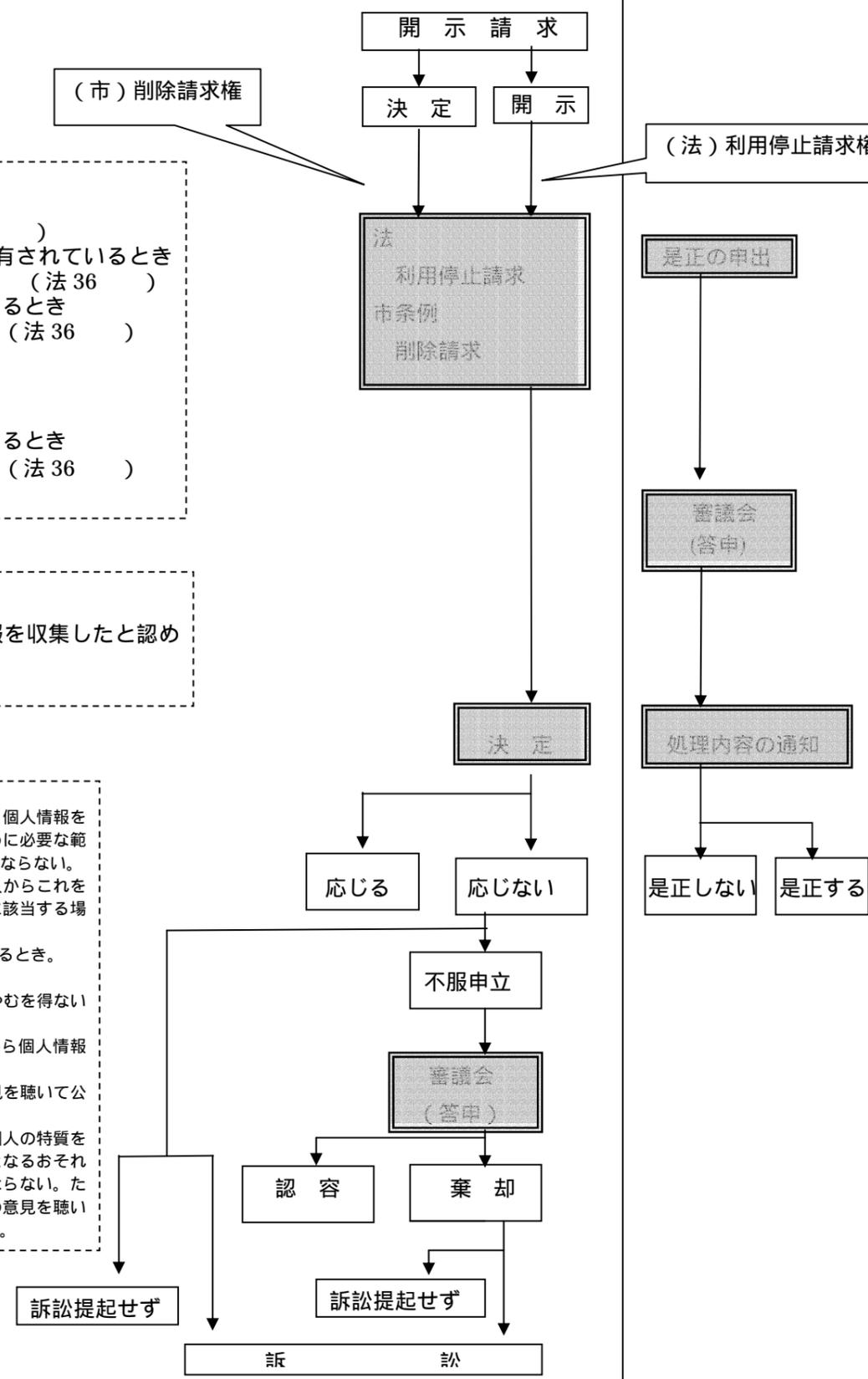
- 利用停止請求の対象行為
- (1) 個人情報  
適法に取得されたものでないとき(法36 )  
利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき(法36 )  
利用目的以外の目的のために利用されているとき(法36 )  
個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 個人情報  
利用目的以外の目的のために提供されているとき(法36 )  
個人情報の提供の停止

#### (市条例) 削除請求権について

- 削除請求の対象行為
- 第7条の規定に違反して自己の個人情報を収集したと認められるとき(市条例22 )  
個人情報の削除

#### 神戸市個人情報保護条例(抜粋)

- (収集の制限)
- 第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
  - 2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に規定があるとき。
    - (2) 本人の同意があるとき。
    - (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
    - (4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
    - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
  - 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。



#### (法) 利用停止請求権

是正の申出の対象行為(市条例26 )  
 個人情報が利用目的以外の目的に利用されているとき  
 個人情報の取扱いの是正

個人情報が利用目的以外の目的に提供されているとき  
 個人情報の取扱いの是正

審議会への諮問  
 申出に対する処理の前に、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。(市条例26 )

必要な措置  
 審議会の意見を聴いて、是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。(市条例26 )

処理内容の通知期限  
 速やかに、是正の申出者に対し、処理の内容を通知しなければならない。(市条例26 )

#### 神戸市個人情報保護条例(抜粋)

- (是正の申出)
- 第26条 何人も、実施機関が自己に関する個人情報を第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。
  - 2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。
    - (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
    - (2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
    - (3) 是正の申出の内容
    - (4) 是正の申出をする理由
    - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
  - 3 第15条第2項及び第18条第2項の規定は、是正の申出について準用する。
  - 4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査を行い、第9条第1項第4号の規定により既に審議会の意見を聴いた場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴いて、当該是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。
  - 5 実施機関は、速やかに、是正の申出をした者に対し、書面により、是正の申出に係る処理の内容を通知しなければならない。

事務局(注) 第15条第2項及び第18条第2項の規定は代理に関する規定

